

令和3年3月1日

緊急事態宣言の解除に伴う劇場・音楽堂等の開催制限の緩和について

公益社団法人全国公立文化施設協会

令和3年2月末日に緊急事態宣言を解除した自治体、及び3月7日に解除を予定する自治体における催物の開催制限（収容率、人数上限）、施設の使用制限（営業時間短縮）等の緩和は、以下の概要となっておりますのでお知らせいたします。

1 令和3年2月末日に緊急事態宣言を解除した自治体

（1）催物の開催制限の目安 終了から原則4月11日まで（経過措置）

「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を人数上限とし、大声での歓声、声援等がないことを前提とする公演等は収容率100%以内。

（2）その他の留意事項

・営業時間短縮の働きかけについては各都道府県が地域の感染状況に応じ、適切に判断することとなります。（終演時間の制限については都道府県が判断）

・2月末日から3月7日までに開催される公演

（1）の開催制限の範囲内であれば追加販売可能。

・3月8日から4月11日までに開催される公演

（1）の開催制限の範囲内であれば追加販売可能。

・4月12日以降

原則として、「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の範囲内で開催が可能。

2 令和3年3月7日に緊急事態宣言が解除予定の自治体

（1）催物の開催制限の目安 終了から原則4月11日まで

1の（1）と同様の取り扱い。

（2）その他の留意事項

1の（2）と同様の取り扱い。

尚、緊急事態宣言が延長された場合は、2月4日付の開催制限及び施設の使用制限が解除まで延長されます。

備考

終演時間の制限については公演の会場となる各都道府県の判断となっておりますので、各都道府県にご確認ください。

尚、詳細は「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付 事務連絡）をご確認ください。